

婚姻届

窓口へ提出する日

提出先の市区町村名

転出証明書をお持ちの方は
新住所を記入。

死亡している場合も、離婚している場合も記入。

令和 年 月 日
午前 時 分 受理
夫 ☐ 個 ☐ 免 ☐ 旅 ☐ その他 ☐ 無
妻 ☐ 個 ☐ 免 ☐ 旅 ☐ その他 ☐ 無
不受理 ☐ 有 ☐ 無
通知 ☐ 要 ☐ 不要
使者 ☐ 個 ☐ 免 ☐ 旅 ☐ その他 ☐ 無
送信 令和 年 月 日

確認	通知

令和 〇 年 〇 月 〇 日 届出		受 理 令和 年 月 日				
第 号		書類調査		戸籍記載	記載調査	調 査 票
長 殿				附 票	住 民 票	通 知
(1) 氏 名	夫 にな る 人		妻 にな る 人			
	ちば 太郎		かとり はなこ			
	千 葉 太 郎		香 取 花 子			
生 年 月 日	昭和 平成 元 年 7 月 3 日		昭和 平成 63 年 2 月 12 日			
(2) 住 所	□同右 千葉県 香取市 佐原口		□同左 千葉県 香取市 羽根川			
	〇番地 △		〇〇番地 ××マンション 103号			
	世帯主の氏名 千 葉 秋 造		世帯主の氏名 香 取 花 子			
(3) 本 籍	千葉県 香取市 佐原口		千葉県 香取市 仁良			
	〇 番 地 △		〇 番 地			
	筆頭者の氏名 千 葉 秋 造		筆頭者の氏名 香 取 冬 男			
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父	千 葉 秋 造	続き柄	父	香 取 冬 男	続き柄
	母	春 江	長 男	母	夏 子	二 女
	養父		続き柄	養父		続き柄
	養母		養 子	養母		養 女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☒ 夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)				
	☐ 妻の氏	千葉県 香取市 佐原口 〇 番 地 △				
(5) 同居を始めたとき	平成 令和 6 年 12 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとき) □ 結婚式も同居もしていない					
(6) 初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 (死別 昭和 平成 令和 年 月 日) □ 離別			☒ 初婚 再婚 (死別 昭和 平成 令和 年 月 日) □ 離別		
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
(8) 夫 妻 の 職 業	夫	妻	5. 1 から 4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯			
	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)					
	夫の職業	妻の職業				
その他						
届出人署名 (※押印は任意)	夫	千 葉 太 郎 印		妻	香 取 花 子 印	

事件簿番号	住所を定めた年月日	☐ 新本籍確認済 ☐ 新本籍は街区符号である
夫 昭・平・令 年 月 日	妻 昭・平・令 年 月 日	連絡先 夫 - - 妻 - -

記入の注意

鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
土・日曜日や祝日でも届けることができます。
(この場合、宿直等で取扱うので、前開庁日までに市民課戸籍担当へお問い合わせください。)
成年者2人の証人が必要です。証人本人に自署してもらい、証人欄はすべて記入してください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	千葉 秋 造 印
生 年 月 日	昭和 平成 40 年 12 月 19 日
住 所	千葉県 香取市 佐原口 〇番地 △
本 籍	千葉県 香取市 佐原口 〇 番 地 △

戸籍謄本のはじめに
記載されている人の
氏名を記入。

本籍に部屋番号や
マンション名は
入れない。

届出の際の注意事項

- 本人確認書類をご持参ください。(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 新しい戸籍謄本ができるまで時間がかかりますのでご注意ください。
- 訂正の必要が生じた場合は、届出人にご来庁いただくことがあります。記入漏れや誤りのないようご注意ください。

住所異動届について

- 住所の変更がある場合には、婚姻届とは別に住所変更の手続きが必要です。
- 同じ住所でも世帯が別の場合、婚姻届とは別に世帯合併の手続きが必要です。

その他

- マイナンバーカードをお持ちの方で、氏や住所が変更になる方は、住所地でマイナンバーカードの手続きが必要となります。
- 外国籍の方との婚姻は、国によって必要な書類が異なりますので、事前に戸籍担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

香取市役所 市民課 戸籍住民班 TEL:0478-50-1210